

豊橋市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年12月25日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	尾林伸治
同	近藤修司

定例監査の結果について

第1 監査の対象

(1) 環境部

〔 環境政策課、廃棄物対策課、環境保全課、再生可能エネルギーのまち推進課、
収集業務課、資源化センター、施設建設室、埋立処理課 〕

(2) 都市計画部

〔 都市計画課、都市交通課、まちなか活性課、公園緑地課、区画整理課 〕

第2 監査の期間

令和2年10月1日～令和2年11月27日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、各課（工事担当課を含む。）に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

環 境 部

《環境政策課》

指摘事項

1 リサイクルステーションについて

市が運営管理する2か所のリサイクルステーションにおける古紙等の回収について、民間古紙回収拠点等の回収量が増加している一方で、当該業務による回収量は減少している。リサイクルステーションの利便性や効率性、さらに全市的な観点からの必要性を踏まえ、存続の是非を含め、そのあり方について抜本的に検討されたい。

2 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある530運動環境協議会による看板撤去に係る事務手続において、公園内工事届及びしゅん工検査届を同協議会会長名とすべきところを環境政策課長名で提出していたので、市と同協議会の業務を厳格に区別し、適正な事務処理をされたい。

《廃棄物対策課》

意 見

1 補助事業の変更承認申請について

浄化槽設置整備事業補助金において、交付申請書に記載された完了予定日を相当期間過ぎても設置を完了させていない補助対象者が散見されるので、補助金交付要綱の変更承認申請の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう努められたい。

2 合併処理浄化槽への転換について

市有施設に設置されている単独処理浄化槽について、主に雑排水を排出しない、又は少量であるという理由により合併処理浄化槽へ転換していないが、水質汚濁を防止し生活環境の保全を図る観点から、市が率先して転換への取組を推進するよう努められたい。

《環境保全課》

指摘事項

1 農薬等の使用について

市が管理する施設の農薬等の使用において、住宅地等における農薬使用に関する国の通知に基づく管理が行われておらず、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある事例が見受けられるので、所属課に対して十分理解されるよう指示を行うなど適正な指導をされたい。

意見

1 予定価格の算定について

高濃度PCB廃棄物処理業務に係る予定価格の算定において、予定価格（比較価格）は予定価格（税込）に110分の100を乗じて算出し、円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てることとなっているが切り上げていたので、適切な事務処理に努められたい。

《収集業務課》

指摘事項

1 手数料の徴収事務について

犬・猫等の死体処理手数料の徴収において、申出者から直接徴収すべきところ、郵便受等を介して現金を徴収する事例が見受けられたので、申出者の利便性も考慮した上で適正な事務処理をされたい。

また、犬・猫等死体処理申出（届出）書の受理において、申出者の住所氏名等の記載が不十分なまま受理する事例が見受けられたが、手数料に係る債権・債務関係を確定する書類であることを踏まえて適正な事務処理をされたい。

《資源化センター》

意見

1 契約事務について

プラスチックリサイクルセンター残渣コンベヤ修繕において、故障の報告日及び仕様書等作成の起案日よりも決裁日、見積徴取日及び契約日が早いという不整合が生じていたので、適切な事務処理に努められたい。

2 市有財産使用許可について

特別高圧送電線鉄塔用地に係る市有財産の使用許可における許可取消条件について、他の許可で付しているが当該許可には付していない項目があるので、その必要性を検証し適切な事務処理に努められたい。

3 仕様書の表記について

豊橋市資源リサイクルセンター及びプラスチックリサイクルセンター警備業務において、契約書の表紙には月額払とあるが、約款及び仕様書には月額払に関する手続が規定されていなかったため、適切な事務処理に努められたい。

都 市 計 画 部

《都市計画課》

意 見

1 契約事務について

都市計画決定データ修正業務委託契約の締結において、受託者により契約書に貼付された収入印紙の額が印紙税法に定める額より不足していたが、確認せずに受領していたので、法令順守の社会的模範としての立場からも適切な事務処理に努められたい。

2 補助金交付要件について

歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金において、任意である町自治会への加入を補助金交付要件としているので、制度の目的が損なわれることのないよう適切な運用に努められたい。

《都市交通課》

指摘事項

1 予定価格の決定について

豊橋市自転車活用推進計画策定委託業務に係る予定価格の決定において、部長とすべきところを課長が決定していたので、決裁規程に則り適正な事務処理をされたい。

2 所管する団体の予算措置について

本市に事務局がある東三河地域公共交通活性化協議会の令和2年度予算及び補正予算について、関係自治体の補正予算に係る議会議決前に協議会の会議で審議、決定していたので、各自治体における議会議決後など、適切な時期に審議するよう改められたい。

3 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある東三河地域公共交通活性化協議会及び豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に係る事務の決裁において、事務処理規程では、事務は会長の決裁を受けることとし、事務局長の専決については範囲が定められているが、その範囲外の項目を含むすべての事務を事務局長専決として処理していたので、適正な事務処理をされたい。

《まちなか活性課》

指摘事項

1 工事設計について

ストリートデザイン事業整備工事1において、道路地下に消防本部が管理するコンク

リート製防火水槽があるにもかかわらず、実施設計時及び工事設計時ともに調査漏れにより把握していなかったため、現地調査を的確に行うとともに、試掘で構造を確認するなど適正な設計変更をされたい。

2 仮舗装について

令和元年度のストリートデザイン事業植栽工事1において、前年度のストリートデザイン整備工事により施工されたばかりの歩道のインターロッキングブロックの一部を撤去・処分していたため、仮舗装とするなど効率的な工事施工をされたい。

3 事業変更について

ストリートデザイン事業におけるプランター整備について、平成29年度に作成した実施設計では広小路通り周辺で車止めの役割を担う箇所に関り市が負担することとしているにもかかわらず、何ら協議や手続を経ることなく他の区間にまで対象範囲を拡大するとともに、車止めの必要のない箇所まで市が負担するという方針変更をしているため、その変更の経緯、理由、効果などを明らかにした上で、適正な整備を進められたい。

4 事業負担について

ストリートデザイン事業において、地元発展会等の所有の街路灯を撤去して市が新たに設置管理するものがある一方でそのまま残置するものがあったり、地元発展会等が整備することとしていたプランターを市の整備に変更したり、地元発展会等所有の老朽化したアーケードを放置したりするなど、整備内容と負担区分に一貫性が見られないため、事業の目的や意義を踏まえる中で整備、負担のあり方を整理されたい。

意見

1 植栽について

ストリートデザイン事業植栽工事において、街路樹の再生やプランターによる緑化を行っているが、魅力ある道路空間の確保には定期的な管理が必要であるため、沿道住民を巻き込んだ適切な維持管理に努められたい。

《公園緑地課》

指摘事項

1 都市公園使用料の減免手続について

公園内土地占用許可に係る使用料減免の決裁において、減免の根拠が示されていないため、都市公園の占用料金などの減免基準に規定するなどにより適正な事務処理をされたい。

2 設計・工事監理について

総合スポーツ公園C地区管理棟建設工事において、コンクリート打設手間の積算で本来加算すべきでない費用を加算して設計しており、また、現場発生土の処分方法及び基礎の寸法を変更したにもかかわらず設計変更を行っていないので、適正な事務処理をされたい。

意見

1 施工承認について

総合スポーツ公園C地区管理棟建設工事における木製建具工事について、施工図承認によらず、詳細な寸法等の明示のない工事使用資材製品届で処理していたので、適切な施工管理に努められたい。

第5 その他の事項

都市計画部に対する監査での質疑において、事実と異なる内容の回答があった。このことは、適正な監査を損なわせる要因となるので、誤りが判明したら直ちに監査委員へ申し出られたい。